

沼津市建設発生土処分場登録における条件について

沼津市にて発注した建設工事等から発生する土砂等については、例外を除き沼津市建設発生土処理施設一覧表へ記載のある処分場への搬出を義務としていますが、以下の条件を満たしていない場合は、本市の建設発生土処分場に、登録しない若しくは登録を解除する場合があります。

- 法令等の違反がある場合
- 条件を変更後、新しい見積書の提出がない場合
- 提出書類に不備等がある場合、又は、決められた期日までに提出しない場合
- 土砂等を受け入れなくなった場合
- 特定の業者等のみの土砂等の受け入れをする場合